

# 化学物質規制の動向について

厚生労働省労働基準局安全衛生部

化学物質対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 災害事例

## ホテルの厨房で食器洗い作業中全員が一酸化炭素中毒

- ホテルのガス湯沸かし器のある厨房で食器洗い中に発生
- 厨房の換気設備は設けられていたが、いずれも稼動していなかった。
- 頭痛、めまいなどの症状を訴える者が続出し、作業員11名が**一酸化炭素中毒**と診断された。



# 職場における化学物質管理の課題

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割

|                    | 件数          | 障害内容別の件数(重複あり) |             |             |
|--------------------|-------------|----------------|-------------|-------------|
|                    |             | 中毒等            | 眼障害         | 皮膚障害        |
| 特別規則対象物質           | 77 (18.5%)  | 38 (42.2%)     | 18 (20.0%)  | 34 (37.8%)  |
| 特別規則以外のSDS交付義務対象物質 | 114 (27.4%) | 15 (11.5%)     | 40 (30.8%)  | 75 (57.7%)  |
| SDS交付義務対象外物質       | 63 (15.1%)  | 5 (7.5%)       | 27 (40.3%)  | 35 (52.2%)  |
| 物質名が特定できていないもの     | 162 (38.9%) | 10 (5.8%)      | 46 (26.7%)  | 116 (67.4%) |
| 合計                 | 416         | 68 (14.8%)     | 131 (28.5%) | 260 (56.6%) |

## 化学物質を取り扱うにあたって知っておくべきこと

- **化学物質の有害性には、発がん性など重篤なものも多い。**
- 特別規則などで個別に規制されている化学物質は、健康被害が起きるなど、その化学物質の扱われ方と合わせて有害性が明らかになったものである。
- **化学物質の有害性は、未解明なものも多く、今の時点で有害性が明確になっていないこと＝安全ではない。**
- 法令で厳しい規制がされていない物質＝安全な物質ではない。
- 人体にとって有害であるかどうかは量で決まり、絶対に無害なものは存在しない。



**化学物質を取り扱うことによるリスクを正しく評価し、  
リスクに応じて対策を講じる必要がある**

# 危険・有害要因から労働災害に至るプロセス

リスクとは、特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある労働者の危険又は健康障害の発生する発生可能性とその重篤度を組み合わせたもの

(有害要因による労働災害の)

$$\text{リスク} = \text{ハザード} \times \text{ばく露}$$

の可能性、程度、頻度

危険有害要因

人

ばく露

除去・低減

リスクの発生

工学的対策

管理的対策

個人用保護具

安全衛生対策の不備

(空間的又は時間的に分離する)

労働災害

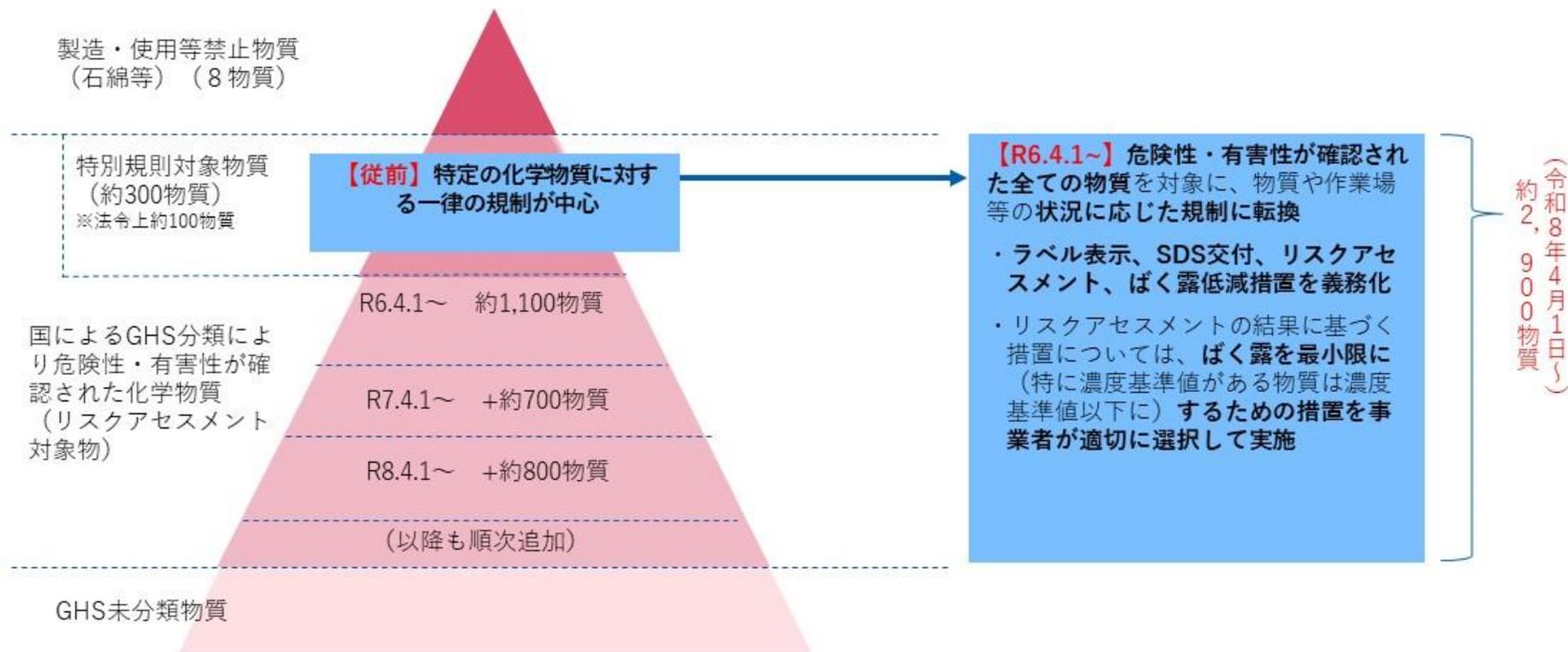
# 労働安全衛生法における化学物質規制①

- 労働安全衛生法に基づき、危険有害な化学物質を譲渡・提供する者（メーカー、卸売等）には、次の義務が課されている。
  - ①名称や人体に及ぼす作用などの危険有害性情報をラベル表示する義務
  - ②譲渡・提供する相手方に文書（SDS）を交付して、成分・含有量などの危険有害性情報を通知する義務
- 譲渡・提供を受けたユーザー企業等は、①②の情報を踏まえた③危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づいて④必要なばく露低減措置（例：適切な保護具の使用）を講ずる義務が課されている。



※③、④は製造メーカー等においても実施

# 労働安全衛生法における化学物質規制②



(注) G H S : 2003年7月に国際連合から公表された「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」。日本では「日本産業規格 Z 7252 (G H Sに基づく化学品の分類方法)」において化学品の分類方法が定められており、これに基づく分類判定の結果を用いて、ラベル表示・S D S交付等の義務対象物質を特定している。

# 化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任

- リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、**「化学物質管理者」**の選任が必要。

## リスクアセスメント対象物とは？

- 名称等を表示、通知すべき危険有害物であり、対象物質の一覧をこちらに掲載しています。  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001168179.xlsx>
- 対象物質には、洗浄剤等に含まれる**苛性ソーダ（水酸化ナトリウム）**、**次亜塩素酸ナトリウム**などがあります。



### 【職務】

- ラベル・SDS等の確認
- リスクアセスメントの実施管理
- ばく露防止措置の実施管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

### 【選任要件】

- リスクアセスメント対象物の製造事業場  
→専門的講習の修了者
- 上記以外の事業場  
→資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

- 化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、有効な保護具の選択、使用状況の管理等を行う**「保護具着用管理責任者」**の選任が必要。

# GHSに基づくラベル・SDSの作成

ラベル表示、SDS交付の内容は「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS※）」に基づく分類、JIS Z 7252、7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等による。

※ The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals

## ラベルの表示



(製品の特定名)    △△△製品    ○○○○    (絵表示) 

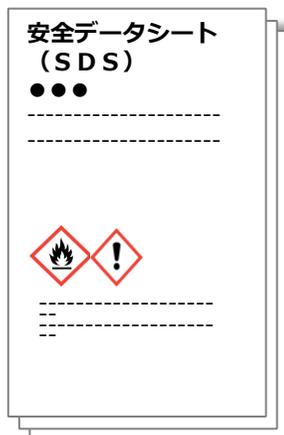
(注意喚起語)    危険

(危険有害性情報)  
・ 引火性液体及び蒸気    ・ 吸入すると有毒    . . .

(注意書き)    ・ 火気厳禁    ・ 防毒マスクを使用する    . . .

## SDS（安全データシート）の交付

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



- |   |                 |    |             |
|---|-----------------|----|-------------|
| 1 | 化学品および会社情報      | 9  | 物理的および化学的性質 |
| 2 | 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 | 安定性および反応性   |
| 3 | 組成および成分情報       | 11 | 有害性情報       |
| 4 | 応急措置            | 12 | 環境影響情報      |
| 5 | 火災時の措置          | 13 | 廃棄上の注意      |
| 6 | 漏出時の措置          | 14 | 輸送上の注意      |
| 7 | 取扱いおよび保管上の注意    | 15 | 適用法令        |
| 8 | ばく露防止および保護措置    | 16 | その他の情報      |

# リスクアセスメントとは？

## リスクアセスメント

**ステップ1** 化学物質などによる危険性または有害性の特定

以下の情報を入手し、危険性又は有害性を特定する。

- ・ SDS、仕様書、機械・設備の情報
  - ・ 作業標準書、作業手順書
  - ・ 作業環境測定結果
  - ・ 災害事例、災害統計
- 等

**ステップ2** 特定された危険性または有害性による  
リスクの見積り

- ・ 発生するおそれのある危険又は健康障害の発生可能性と重篤度から見積る。
- ・ 化学物質等による疾病では、有害性の程度とばく露の程度を用いる。

**ステップ3** リスクの見積りに基づく  
リスク低減措置の内容の検討

### リスク低減措置の優先順位

- ①危険有害性の高い化学物質等の代替や化学反応プロセス等の運転条件の変更等
- ②工学的対策（局所排気装置の設置等）
- ③管理対策（作業手順の改善等）
- ④有効な保護具の使用

**ステップ4** リスク低減措置の実施

**ステップ5** リスクアセスメント結果の労働者への周知

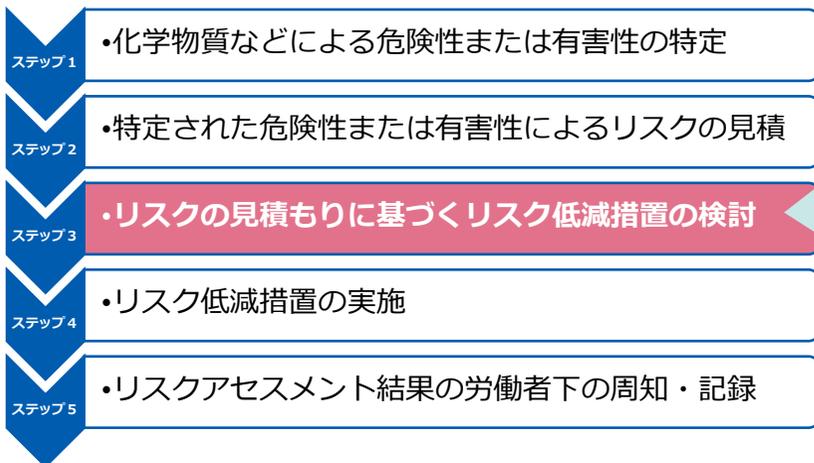
# 業種・作業別マニュアル

## 作成目的等

- 作業条件や環境が毎回異なる作業、非定常的な作業、対策が見過ごされている作業などに特に注目し、これら作業でリスク低減措置が適切に実施されることを目的として作成。
- 典型的な作業に対して予め実施した濃度測定結果等に基づき具体的な実施事項を列挙することで、作業ごとに濃度測定等を行うことなくリスクアセスメント及びリスク低減措置を実施ツール。
- 化学物質のリスクアセスメントのうち、リスク低減措置の検討におけるばく露濃度の低減（工学的対策）や個人用保護具の選択等について対応するもの。

## リスクアセスメントと業種・作業別マニュアル

リスクアセスメント：使用する化学物質の危険性や有害性を特定し、リスクを見積り、リスク低減措置を検討して実施する一連の手順



### リスク低減措置の優先順位

- ① 毒性のより低い代替物質の使用  
→ 難しい場合が多い
- ② 設備の密閉化  
→ 行えない場合が多い
- ③ ばく露濃度の低減（工学的対策）  
→ 状況による
- ④ 個人用保護具の使用  
→ 選び方が難しい

③、④の  
難しさを  
解消する

マニュアル

記載事項を実施すれば、  
必要な低減措置を  
実施できる

【ビルメンテナンス】

【食品製造業】

【飲食業】

【塗料を用いる作業】

【接着剤を用いる作業】

【土木工事業】

【建築工事業】

ポリッシャーでの床洗浄作業、トイレ清掃作業、カーペット等のしみ抜き作業  
製造・加工設備の洗浄作業、釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗浄作業

洗浄作業

自動車補修塗装作業、工業塗装作業

集成材・合板等製造における接着作業、内装仕上げ塗装作業での接着関連作業

セメント系粉体取扱作業、スラリー状のコンクリート使用作業、ドア塗装等有機溶剤取扱作業、防水等有機溶剤取扱作業、シーリング等有機溶剤取扱作業、接着（長尺シート等）作業。

開削のうち防水工事（底部プライマー塗布作業・防水材料スプレーガン吹付作業）、シールド工事（セグメントシール貼付け有機溶剤取扱作業、シールドマシン掘進作業及びセグメント運搬作業）

# 洗浄作業 化学物質管理マニュアル（厚労省HPで公開）

## 飲食店における洗浄作業 化学物質管理マニュアル

|          |            |            |     |              |
|----------|------------|------------|-----|--------------|
| 化学物質管理者  | 保護員着用管理責任者 | 作業者（又は職長等） |     |              |
| 作業情報     |            |            |     |              |
| 作業内容     |            | 化学品名・メーカー名 | 成分名 | *裏表紙のチェック欄に✓ |
| 作業期間（任意） |            | 備考（任意）     |     |              |

### 化学物質取扱時の留意点

|                          |   |                    |  |
|--------------------------|---|--------------------|--|
| <b>危険性</b><br>(火災爆発に関連)  |  <p>○燃えやすい液体。蒸気が滞留すると爆発・火災のおそれがある。</p>   | <b>リスク低減対策</b>     |  <p>防護手袋      サイドシールド付き保護眼鏡      部分防護服（前掛け）      アームカバー      防護靴</p>  |
| <b>有害性</b><br>(健康有害性に関連) |  <p>○吸入すると有害<br/>                 ○接触により皮膚及び眼への損傷やアレルギー性皮膚反応を起こすおそれ<br/>                 ○蒸気を吸入すると、アレルギー喘息または呼吸器困難を起こすおそれ<br/>                 ○長期にわたる吸入や皮膚からのばく露により、①呼吸器、臓器、中枢神経系への障害、②生殖能力や胎児への悪影響、③発がん性のおそれがある。</p> | <b>保護員の留意点</b>     | <p>○皮膚等障害化学物質を含む場合、保護手袋、保護衣、保護靴は不浸透性のものを選択する。<br/>                 ○手袋着用前には、傷・穴あき確認を実施する。<br/>                 ○手袋を脱ぐ際には、手袋に付着する化学物質が身体に付着しないよう、化学物質の付着面が内側になるように脱ぐ。</p>                               |
| <b>緊急時の対応</b>            | <p>○皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、石鹸水及び水で洗い流す。炎症等が出た場合、速やかに医師の診断を受ける。<br/>                 ○眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。なお強アルカリ性の場合は、少なくとも15分間洗眼する。</p>  | <b>実施すべき事項/留意点</b> | <p>○SDSやpH試験紙等で洗浄剤のpHをあらかじめ確認する。<br/>                 ○洗浄剤の小分け容器には、「洗浄剤の名称」「人体に及ぼす作用」「希釈倍率」「作成日」「混ぜるな危険（必要に応じて）」を貼付する。<br/>                 ○作業中は換気扇を稼働させる。<br/>                 ○作業の終了後は、すぐに手を洗う。</p> |

### リスク低減措置

| 作業内容              | 吸入対策                    | 保護手袋   | 保護眼鏡                | 保護衣・保護靴  | 備考  |
|-------------------|-------------------------|--|---------------------|--|---|
| ① 希釈・小分け          | -                       | ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。   | サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。 | アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服（前掛け等）、アームカバーを使用する。 | 希釈時は水しぶきが上がらないように水面近くでゆっくり投入する。<br>小分け容器に移す際は漏斗を使用する。<br>希釈後の洗浄剤タンクや容器は、低い位置で保管する。                |
| ② 調理設備（フライヤー等）の洗浄 | -                       | ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。<br>洗浄剤に「2-アミノエタノール」「2, 2'-イミノジエタノール」が含まれる場合は、240分以内に手袋を交換する。<br>なお「過酸化水素」「ベンジルアルコール」が含まれる場合は、厚さ0.2mm以上の手袋を使用し、60分以内に交換する。 | サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。 | アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服（前掛け等）を着用する。        | 洗浄中に煮沸を行う場合は、火傷や吹き上がりによる洗浄液の付着に留意する。<br>保護手袋に付着した洗浄剤が身体に付着しないよう留意する。付着が避けられない場合は、付着部位を覆う保護衣を着用する。 |
| ③ 調理器具・食器の手洗い     | -                       | ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。<br>洗浄剤に「2-アミノエタノール」「2, 2'-イミノジエタノール」が含まれる場合は、240分以内に手袋を交換する。<br>なお「過酸化水素」「ベンジルアルコール」が含まれる場合は、厚さ0.2mm以上の手袋を使用し、60分以内に交換する。 | サイドシールド付き保護眼鏡を着用する。 | アルカリ性の洗浄剤を使用する場合は、防水性の部分防護服（前掛け等）を着用する。        | 保護手袋に付着した洗浄剤が身体に付着しないよう留意する。付着が避けられない場合は、付着部位を覆う保護衣を着用する。   |
| ④ 食洗機への洗浄剤の投入     | -                       | ニトリルゴム製の防護手袋を使用する。   | -                   | -  | -   |
| 従事する作業            | 選択したものを記載               | 選択したものを記載  | 選択したものを記載           | 選択したものを記載                                      | 選択したものを記載   |
| *a *b *c *dを記載    | *化学物質管理者又は保護員着用管理責任者が記入 | *保護員着用管理責任者が記入   | *保護員着用管理責任者が記入      | *保護員着用管理責任者が記入                                 | *保護員着用管理責任者が記入  |

### 記録欄

|       |   |       |  |
|-------|---|-------|--|
| 異常の記録 | *保護員の着用忘れ、こぼした、眼に入ったなどの異常や、応急処置の内容等の記録を記載 | その他記録 |  |
|-------|---|-------|--|

## 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

▽ が見つからない場合は、解説やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。



|  |  |
|--|--|
| ①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。 | <input type="checkbox"/>   |
| 解説   | <p>○化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>○令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物は<a href="#">こちらのリスト</a>をご覧ください。</p> <p>○令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、<a href="#">こちらのリスト</a>をご確認ください。</p>   |
| ②化学物質管理者を選任していますか。                                 | <input type="checkbox"/>   |
| 解説   | <p>○RA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>○化学物質管理者の選任については、以下のQ&amp;AのNo.2-1-1,2-2-2をご確認ください。<a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></p>   |
| ③RAを実施していますか。                                      | <input type="checkbox"/>   |
| 解説   | <p>○リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>○厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。</p> <p><a href="#">業種・作業別マニュアル</a><br/><a href="#">建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</a><br/>(参考) Q1-1 <a href="#">なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</a><br/>Q1-2 <a href="#">リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</a></p> |
| ④RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。                         | <input type="checkbox"/>   |
| 解説   | <p>○法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>○③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。<br/>(参考) Q12-1 <a href="#">リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</a><br/>Q12-2 <a href="#">リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</a></p>   |
| ⑤安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。   | <input type="checkbox"/>   |
| 解説   | <p>○化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。<br/>(参考) Q15-1 <a href="#">入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。</a><br/>Q15-2 <a href="#">ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</a></p>  |
| ⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。                | <input type="checkbox"/>   |
| 解説   | <p>○保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&amp;AのNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。<a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></p>   |
| ⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。   | <input type="checkbox"/>   |
| 解説   | <p>○化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。<br/>(参考) Q13-1 <a href="#">SDSはいつ交付しなければならないのか。</a><br/>Q13-2 <a href="#">ホームページでSDSを提供しても良いか。</a></p>   |



### あなたの職場にいますか？ 化学物質管理者



### 慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 2月 化学物質管理強調月間

関連情報は特設サイトへ

労働安全衛生関係法令の改正により、令和6年4月から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務づけられています。



まずはホームページで必要な対応をチェック!  
ケミガイド 検索 <https://chemiguide.mhlw.go.jp/>



**ご静聴ありがとうございました**

